

## 大阪観光関連商談会事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、万博を契機に高まった府内観光資源の注目度を発展させるため、全国の旅行事業者等と府内市町村や地元の観光関連事業者等が交流できる機会を提供することで、大阪の多彩な観光資源の発掘・磨き上げを行い、府内周遊のさらなる促進を目的に、全国の旅行事業者等に対して大阪の魅力を伝える商談会及びファミトリップ（体験型視察旅行）を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に進めていくため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

### 1 業務の概要

大阪観光関連商談会事業

#### (1) 業務内容

別紙「大阪観光関連商談会事業 仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水曜日)まで

#### (3) 実施場所

商談会：大阪市内

ファミトリップ：府内各地

#### (4) 委託金額の上限額

56,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)

### 2 スケジュール

令和8年7月9日(木曜日)	事業者公募開始
令和8年7月17日(金曜日) 午後2時から	事業者向け説明会開催
令和8年7月24日(金曜日) 午後5時まで	質問受付締切
令和8年8月19日(水曜日) 正午まで	提案書類提出締切
令和8年8月 下旬	選定委員会(プレゼンテーション審査)
令和8年9月 中旬	契約締結・業務開始
令和9年3月31日(水曜日)	業務終了

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ⑧ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次の①から③のいずれにも該当しない者であること。
- ① 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - ② 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

- ③ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ① 配布方法

公募要領及び各種様式は、大阪府府民文化部都市魅力創造局ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/kanko/shoudankai.html>

※窓口・郵送による配布は行いません。

###### ② 配布・受付期間

令和 8 年 7 月 9 日（木曜日）から令和 8 年 8 月 19 日（水曜日）正午まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後 1 時を除く午前 10 時から午後 5 時まで）

###### ③ 受付場所

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局

住 所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37 階

電話番号：06-6210-9331（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

###### ④ 提出方法

事前に電話連絡の上、書類は、4(1)③「受付場所」に必ず持参してください。

持参以外の方法（郵送・メール等）による提出は受け付けません。

※持参する際は、事前にお電話にてご連絡ください。（電話番号：06-6210-9331）

###### ⑤ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

##### (2) 応募書類

###### ① 応募申込書（様式 1：1 部）

###### ② 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 8 部 ※別添仕様書に基づき作成）

※企画提案書を補足する資料については、A4 サイズとしてください。

- ③ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 8 部）
- ④ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 8 部）
- ⑤ 共同企業体で参加の場合
  - ア 共同企業体届出書（様式 5：1 部）
  - イ 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
  - ウ 委任状（様式 7：1 部）※押印必須
  - エ 使用印鑑届（様式 8：1 部）
  - オ 事業実施体制の組織表  
（様式自由：正本 1 部、副本 8 部 ※各構成員の役割分担等が明示されているもの）
- ⑥ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）※押印必須

【添付書類】

（正本 1 部を提出してください。共同企業体で参加の場合、すべての構成員分を提出してください。）

- ① 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- ② ア 法人登記簿謄本（1 部）  
法人の場合に提出してください。  
発行日から 3 カ月以内のもの  
イ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）  
個人の場合に提出してください。  
発行日から 3 カ月以内のもの  
準禁治産者、破産者でないことが分かるもの  
ウ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）  
個人の場合に提出してください。  
発行日から 3 カ月以内のもの  
「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ③ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）  
ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書  
大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。  
イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）  
ア 貸借対照表  
イ 損益計算書  
ウ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）  
ア 常時雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し  
本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの  
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

イ 常時雇用労働者数が 40 人未満の事業主の場合  
「障がい者の雇用状況について」（様式 10）

### (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

### (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

### (5) その他

- ① 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- ② 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。
- ③ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容等（代表者、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。
- ④ 正本（のみ）の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入、副本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルのみを記入してください。  
＜正本の記入例＞「大阪観光関連商談会事業」提案書  
株式会社〇〇（法人名等）
- ⑤ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 提案を求める事項

### (1) 商談会イベント及びファミトリップ（体験型視察旅行）企画の造成・実施

- ・旅行商品を造成する旅行事業者等の担当者に大阪の観光資源を伝え、誘客効果の見込める旅行商品の造成を促すため、体験コンテンツやイベント等、大阪府内の観光資源情報の PR ができる商談会の企画・運営について提案すること。
- ・コンテンツの実体験、物産品等の展示、名産品の試飲・試食等を実施するとともに、旅行商品を造成する旅行事業者の担当者等と、市町村・観光団体の担当者、出展事業者との連絡調整及びと商談の機会を提供する内容を提案に盛り込むこと。
- ・トークショーや地元の祭り等、ステージイベントも実施し、イベントの盛り上げを担う企画も提案する

こと。

- ・府内に点在する観光コンテンツ、イベント等をまとめた観光素材集を企画、制作すること。
- ・ファミトリップに関しては、府内の観光資源に関する十分な理解・知識に基づいた集客及び府内周遊・滞在促進につながる提案を行うこと。
- ・ツアーコースについては、5コース以上（1泊2日）を、大阪全体の観光資源を旅行事業者等に体験して貰うことを目的としているため、地域に隔たりがないよう配慮の上、各地域の街並み、歴史・文化芸術、食、エンタメなどの観光資源・都市魅力を活かし、テーマやストーリーを持たせたコース造成等、旅行事業者等の視点で大阪の新たな魅力を発見でき、旅行商品の造成に具体的ににつながる提案とすること。
- ・各観光資源に合わせたアンケートの実施や、魅せ方の改善点について、旅行事業者等からの具体的な回答を積極的に得る工夫を施すなど、今後の観光資源の磨き上げにつながるようなアンケート及び検証の手法について提案すること。

## (2) 広報・プロモーション

- ・当該事業について、旅行事業者等の注目度や集客力を高めるプロモーション手法を提案すること。
- ・効果的かつ効率的に広報・PR できるよう、着眼点、対象、手法（媒体）、時期等を示すとともに、具体的な計画を提案すること

## (3) 事業の実施体制及びスケジュール

- ・本業務を遂行するにあたり、安全管理や連絡体制、旅行事業者等への対応について、十分に配慮した提案をすること。
- ・本業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを提案すること。
- ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似事業の実績等）があれば提案すること。

## (4) その他

本公募の提案に当たっては、別紙「仕様書」に記載の委託業務内容、補足等を確認してください。

## 6 説明会

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は原則参加してください。

### (1) 開催日時

令和8年7月17日（金曜日）午後2時から（受付開始 午後1時30分）

※終了時刻は進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

### (2) 開催場所

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 41階 共用会議室7

### (3) 申込方法

- ・電子メール（メールアドレス：kanko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。
- ・「件名」に「説明会申込み：大阪観光関連商談会事業（法人名等）」と明記してください。  
電子メール本文に「法人名等」「参加者職・氏名」「連絡先」「参加人数」を記入してください。
- ・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9331）をお願いします。

(電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後1時を除く午前10時から午後5時まで。)

※電子メール以外(口頭、電話等)による申込みは受け付けません。

※説明会には、企画提案公募要項・仕様書等を持参してください。

※会場の都合により、応募者1者につき2名までの出席をお願いします。

※障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。

#### (4) 説明会への申込期限

令和8年7月14日(火曜日) 正午まで

## 7 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から令和8年7月24日(金曜日) 午後5時まで

※終了時刻は進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

### (2) 提出方法

電子メール(メールアドレス:kanko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。なお、「件名」に「質問:大阪観光関連商談会事業(法人名等)」と明記してください。

① 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9331)をお願いします。

(電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後1時を除く午前10時から午後5時まで。)

② 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

③ 質問への回答は大阪府府民文化部都市魅力創造局ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/kanko/shoudankai.html>)に、

令和8年7月28日(火曜日)頃を目途に掲示し、個別には回答しません。

## 8 審査の方法

### (1) 審査方法

① (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。なお、応募者多数の場合には、書類審査による一次審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があります。

③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

④ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
企画 実施	商談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の趣旨・目的を正しく理解し、集客及び府内周遊・滞在促進につながる工夫がされているか</li> <li>・地域バランスに配慮し、地域の特徴的な観光資源を活かした体験や展示など、旅行商品造成担当者の視点で、大阪の新たな魅力を発見でき、旅行商品の造成に具体的につながる提案となっているか。</li> <li>・体験・PR ブース、プロモーション等を連携させ、相乗効果を生む提案となっているか。</li> <li>・提案内容や手法等を実現性・具体性があるか。</li> </ul>	25 点
	ファミトリップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域バランスに配慮し、地域の特徴的な観光資源を活かした訪問先や体験など、大阪の新たな魅力を発見でき、旅行商品の造成に具体的につながる提案となっているか。</li> <li>・興味をひく訪問先や宿泊施設を活用した提案となっているか。</li> <li>・大阪の魅力が全国発信できる提案となっているか。</li> <li>・提案内容や手法等を実現性・具体性があるか。</li> </ul>	20 点
	観光 素材集等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行商品造成担当者の視点で、必要となるポイントをおさえた内容や、掲載情報の詳細内容（HP 等）に容易にアクセスできる工夫など、旅行商品化を検討するために活用しやすい提案となっているか</li> </ul>	15 点
	効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の効果検証を行うための材料を十分に収集し、その分析や検証の手法、またその結果をわかりやすく示すことができる手法が提案されているか。</li> <li>・アンケートにおいて、旅行事業者からの観光資源の商品化に向けた具体的な指摘等を引き出し、それをもとに地元関係者の新たなコンテンツ造成が促進される工夫がなされた提案となっているか。</li> <li>・アンケートの回収率を高める方法について提案しているか。</li> </ul>	15 点
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理や連絡体制、参加者への対応などが適切であるか</li> <li>・企画提案の内容について、確実に遂行できる運営体制であるか</li> <li>・実効性の高いスケジュールとなっているか</li> </ul>	15 点
	障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているか。</li> </ul>	5 点
	価格点	<p>(価格点の算定式)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満点（5 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</li> </ul> <p>※小数点以下は切り捨て</p>	5 点

### (3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 審査結果

- ① 最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部都市魅力創造局ホームページにおいて公表します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/kanko/shoudankai.html>

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

ア 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点及び提案金額

イ 全提案事業者の名称 \* 申込順

ウ 全提案事業者の評価点 \* 得点順

エ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント

オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

カ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

## 9 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 11）を事業者選定後に提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各

号に掲げる措置要件に該当する者

- ② 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
  - ③ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ① 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - ② 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
  - ③ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - ④ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - ⑤ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - ⑥ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - ② 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
  - ③ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

(8) 受注者が業務の一部を再委託しようとする場合については、以下の通りとする。

- ① 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等の重要事項について再委託することはできない。
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪府の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪府の承諾を得なければならない。
- ④ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者、又は暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(9) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

## 10 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要項、仕様書等を熟読し、遵守してください。